



池田市公報

第92号
 発行所 池田市役所
 発行者 池田市長 倉田 薫
 編集 総合政策部 法制課

平成31年 2月 1日発行

目 次

<u>条 例</u>	(ページ)
○ 池田市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例	2
○ 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例	6
<u>規 則</u>	
○ 池田市市民文化会館指定管理者選定・評価委員会規則の一部を改正する規則	12
○ 池田市印鑑条例施行規則等の一部を改正する規則	13
○ 池田市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則	13
○ 池田市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則	15
○ 池田市立石橋会館条例施行規則	17
○ 池田市公印規則の一部を改正する規則	19
○ 池田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則	19
<u>池田病院</u>	
○ 市立池田病院事業の使用料及び手数料規程の一部を改正する規程	20
○ 市立池田病院事業処務規程の一部を改正する規程	20
○ 市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	20
<u>教育委員会</u>	
○ 池田市立学校管理運営規則の一部を改正する規則	20
○ 池田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則	21

本号には、平成30年10月2日から平成31年1月1日までに公布をした条例及び規則のほか、池田病院の規程及び教育委員会の規則を掲載しています。

条 例

池田市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月21日

池田市長 倉 田 薫

池田市条例第44号

池田市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例

池田市都市公園運動施設条例（平成8年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「使用者は、別表に定める」を「五月山体育館の施設の使用者は別表第1に掲げる使用料を、テニスコートの施設の使用者は別表第2に掲げる使用料を、猪名川運動場の施設の使用者は別表第3に掲げる」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第13条関係）

五月山体育館使用料

区分			基本使用料			
			3分の1面使用	2分の1面使用	3分の2面使用	全面使用
アリーナ						
月曜日から金曜日まで (休日を除く。)	時間帯区分による使用	午前9時から正午まで	3,900円	5,800円	7,800円	11,600円
		午後1時から午後5時まで	5,200円	7,800円	10,400円	15,600円
		午後6時から午後9時まで	3,900円	5,800円	7,800円	11,600円
		午前9時から午後9時まで	13,000円	19,400円	26,000円	38,800円
	時間帯区分によらない特例使用 (1時間当たり)		1,300円	1,900円	2,600円	3,800円
土曜日(休日を除く。)	時間帯区分による使用	午前9時から正午まで	5,070円	7,540円	10,140円	15,080円
		午後1時から午後5時まで	6,760円	10,140円	13,520円	20,280円
		午後6時から午後9時まで	5,070円	7,540円	10,140円	15,080円
		午前9時から午後9時まで	16,900円	25,220円	33,800円	50,440円
	時間帯区分によらない特例使用 (1時間当たり)		1,690円	2,470円	3,380円	4,940円
日曜日及び休日	時間帯区分による使用	午前9時から正午まで	5,070円	7,540円	10,140円	15,080円
		午後1時から午後5時まで	6,760円	10,140円	13,520円	20,280円
		午前9時から午後7時まで	15,210円	22,620円	30,420円	45,240円
	時間帯区分によらない特例使用 (1時間当たり)		1,690円	2,470円	3,380円	4,940円
トレーニングルーム	プール 使用権 なし	大人	1人 800円/回 [定期券] 1人 4,800円/月 [回数券] 1人 8,000円/11枚			
	プール 使用権 付き	大人	1人 1,000円/回 [定期券] 1人 6,000円/月 [回数券] 1人 10,000円/11枚			
プール		大人	1人 800円/回(7月及び8月にあつては、400円/回) [定期券] 1人 4,800円/月(7月及び8月にあつては、2,400円/月) [回数券] 1人 8,000円/11枚(7月及び8月にあつては、4,000円/11枚)			

	小人	9歳未満 児以外の 小人	1人 400円/回（7月及び8月にあつては、200円/回） [定期券] 1人 2,400円/月（7月及び8月にあつては、1,200円/月） [回数券] 1人 4,000円/11枚（7月及び8月にあつては、2,000円/11枚）
		9歳未満 児	無料
付属施設	多目的室		1,000円/時間
	会議室		300円/時間

備考

- 1 この表における用語の意義は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 小人 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
 - (2) 大人 小人以外の者をいう。
 - (3) 市内住民等 本市の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
 - (4) 市外住民等 市内住民等以外の者をいう。
 - (5) 基本使用料 市内住民等が個人で使用する場合であつて、次に掲げる区分に応じ当該区分に定めるときの使用料をいう。
 - ア アリーナ 次のいずれかに該当する者（この表において「小人等」という。）以外の者が使用するとき。
 - (イ) 小人
 - (ロ) 満70歳以上の者
 - (ハ) 障がい者
 - イ トレーニングルーム（プール使用権付きのものを含む。） 次のいずれかに該当する者（この表において「満70歳以上の者等」という。）以外の者が使用するとき。
 - (イ) 満70歳以上の者
 - (ロ) 障がい者（大人に限る。）
 - ウ プール 大人（満70歳以上の者及び障がい者を除く。）又は小人が使用するとき。
 - エ 付属施設 小人等以外の者が使用するとき。
 - (6) 休日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
 - (7) 時間帯区分によらない特例使用 アリーナの使用において、あらかじめ使用を許可されている時間を超過し、若しくは当該時間を繰り上げて使用しようとする場合又は時間帯区分によらずに使用しようとする場合であつて、使用状況に鑑み使用させることが適当であると指定管理者が特に認めたとときの使用をいう。
 - (8) 9歳未満児 8歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。
 - (9) 団体等 2人以上の構成員でアリーナ又は付属施設を使用する団体又は法人をいう。
 - (10) 市内団体等 所在地が本市の区域内に存する団体等又は市内住民等が構成員の7割以上を占める団体等をいう。
 - (11) 市外団体等 市内団体等以外の団体等をいう。
 - (12) 入場料等 入場料その他これに類するものをいう。
 - (13) 小人等団体等 小人等が構成員の7割を占める団体等をいう。
- 2 アリーナの時間帯区分によらない特例使用又は付属施設のあらかじめ使用を許可されている時間を超過した場合の使用において、当該使用時間に30分以上1時間未満の端数が生じたときはこれを1時間の使用とみなし、30分未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、使用料を徴収するものとする。ただし、アリーナについては、同日中における隣り合った2つ以上の時間帯区分にまたがる使用の許可を受けた場合にあつては、当該時間帯区分と時間帯区分との間に存する時間について使用しても、当該時間に係る使用料は、徴収しない。
- 3 アリーナ及び付属施設の使用料については、市内住民等であつて小人等の使用に係るものは基本使用料の2分の1に相当する額とし、市外住民等であつて小人等の使用に係るものは基本使用料に相当する額とし、市外住民等であつて小人等以外のものに係るものは基本使用料の2倍に相当する額とする。
- 4 トレーニングルーム（プール使用権付きのものを含む。）の使用ができる者は、大人に限るものとする。
- 5 トレーニングルーム（プール使用権付きのものを含む。）の使用料について、市内住民等であつて満70歳以上の者等の使用に係るものは基本使用料の2分の1に相当する額とし、市外住民等であつて満70歳以上の者等の使用に係るものは基本使用料に相当する額とし、市外住民等であつて大人（満70歳以上の者及び障がい者を除く。）の使用に係るものは基本使用料の2倍に相当する額とする。
- 6 9歳未満児は、大人の同伴がある場合に限りプールを使用できるものとする。
- 7 定期券の有効期間は、使用する月の初日から末日までの期間とする。
- 8 回数券は、市内住民等に限り発行するものとする。
- 9 プールの使用料について、市内住民等であつて満70歳以上の者等の使用に係るものは基本使用料の2分の1に相当する

額とし、市外住民等であって満70歳以上の者等の使用に係るものは基本使用料に相当する額とし、市外住民等であって小人の使用に係るもの及び市外住民等であって大人（満70歳以上の者及び障がい者を除く。）に係るものは基本使用料の2倍に相当する額とする。

10 五月山体育館の施設のうち、団体等による使用ができるものは、アリーナ及び付属施設のみとする。

11 アリーナ及び付属施設の団体等に係る使用料は、次表のとおりとする。

所在地による区分	入場料等の徴収の有無	構成員による区分	
		小人等団体等	小人等団体等以外の団体等
市内団体等	徴収する場合	基本使用料の2分の3に相当する額	基本使用料の3倍に相当する額
	徴収しない場合	基本使用料の2分の1に相当する額	基本使用料に相当する額
市外団体等	徴収する場合	基本使用料の3倍に相当する額	基本使用料の6倍に相当する額
	徴収しない場合	基本使用料に相当する額	基本使用料の2倍に相当する額

12 小人等（小人等団体等における構成員である小人等を含む。）に係る五月山体育館の施設の使用料に関する規定については、障がい者である小人にあつては障がい者と小人とのいずれか一方のみを、障がい者である満70歳以上の者にあつては障がい者と満70歳以上の者とのいずれか一方のみをその要件として各人に対し適用するものとし、双方の要件を重複して適用しないものとする。

13 冷暖房設備その他の付属設備及び備品の使用料は、規則で定める。

別表第2（第13条関係）

(1) テニスコート使用料（1面1時間当たり）

		4月1日から6月30日までの期間			7月1日から8月31日までの期間		
市内使用者等	月曜日から金曜日まで (休日を除く。)	午前9時から 午後5時まで	800円	月曜日から金曜日まで (休日を除く。)	午前8時から 午後6時まで	800円	
		午後5時から 午後9時まで	1,000円		午後6時から 午後9時まで	1,000円	
	日曜日、土曜日及び休日	午前8時から 午後5時まで	1,040円	日曜日、土曜日及び休日	午前8時から 午後6時まで	1,040円	
		午後5時から 午後9時まで	1,300円		午後6時から 午後9時まで	1,300円	
市外使用者等	月曜日から金曜日まで (休日を除く。)	午前9時から 午後5時まで	1,600円	月曜日から金曜日まで (休日を除く。)	午前8時から 午後6時まで	1,600円	
		午後5時から 午後9時まで	2,000円		午後6時から 午後9時まで	2,000円	
	日曜日、土曜日及び休日	午前8時から 午後5時まで	2,080円	日曜日、土曜日及び休日	午前8時から 午後6時まで	2,080円	
		午後5時から 午後9時まで	2,600円		午後6時から 午後9時まで	2,600円	
		9月1日から11月30日までの期間			12月1日から翌年3月31日までの期間		
市内使用者等	月曜日から金曜日まで (休日を除く。)	午前9時から 午後5時まで	800円	月曜日から金曜日まで (休日を除く。)	午前9時から 午後5時まで	800円	
		午後5時から 午後9時まで	1,000円		午後5時から 午後9時まで	1,000円	
	日曜日、土曜日及び休日	午前8時から 午後5時まで	1,040円	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から 午後5時まで	1,040円	
		午後5時から 午後9時まで	1,300円		午後5時から 午後9時まで	1,300円	
市外使用者等	月曜日から金曜日まで (休日を除く。)	午前9時から 午後5時まで	1,600円	月曜日から金曜日まで (休日を除く。)	午前9時から 午後5時まで	1,600円	
		午後5時から 午後9時まで	2,000円		午後5時から 午後9時まで	2,000円	
	日曜日、土曜日及び休日	午前8時から 午後5時まで	2,080円	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から 午後5時まで	2,080円	
		午後5時から 午後9時まで	2,600円		午後5時から 午後9時まで	2,600円	

備考

- 1 この表において「市内使用者等」とは、市内住民等（本市の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。この表において同じ。）であってテニスコートの使用の許可を受けたもの又は市内団体等（所在地が本市の区域内に存する団体等（2人以上の構成員でテニスコートを使用する団体又は法人をいう。この表において同じ。）をいう。この表において同じ。）であってテニスコートの使用の許可を受けたものをいう。
- 2 この表において「市外使用者等」とは、市内住民等以外の者又は市内団体等以外の団体等であってテニスコートの使用の許可を受けたものをいう。
- 3 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 4 付属設備及び備品の使用料は、規則で定める。

(2) テニスコート駐車場使用料

30分以内	無料
30分を超え2時間30分以内	200円
2時間30分を超える1時間以内ごと	100円

別表第3（第13条関係）

猪名川運動場使用料（2時間当たり）

		基本使用料	
		月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	日曜日、土曜日及び休日
簡易野球場	1面	1,000円	1,300円
サッカー場	1面	2,000円	2,600円
	半面	1,000円	1,300円
野球場	1面	2,000円	2,600円
ソフトボール場	1面	1,000円	1,300円
陸上競技場	1面	2,000円	2,600円
陸上競技場内フィールド	1面	1,000円	1,300円
北多目的広場	1面	1,000円	1,300円
南多目的広場	1面	1,000円	1,300円

備考

- 1 この表における用語の意義は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
 - (2) 市内住民等 本市の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
 - (3) 市外住民等 市内住民等以外の者をいう。
 - (4) 小人 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
 - (5) 小人等 小人、満70歳以上の者又は障がい者をいう。
 - (6) 団体等 2人以上の構成員で猪名川運動場を使用する団体又は法人をいう。
 - (7) 市内団体等 所在地が本市の区域内に存する団体等又は市内住民等が構成員の7割以上を占める団体等をいう。
 - (8) 市外団体等 市内団体等以外の団体等をいう。
 - (9) 小人等団体等 小人等が構成員の7割を占める団体等をいう。
 - (10) 基本使用料 市内住民等（小人等を除く。）が個人で使用するとき又は市内団体等（小人等団体等を除く。）が使用する時の使用料をいう。
- 2 市内住民等であって小人等に係る使用料及び市内団体等であって小人等団体等に係る使用料は、基本使用料の2分の1に相当する額とする。
- 3 市外住民等であって小人等に係る使用料及び市外団体等であって小人等団体等に係る使用料は基本使用料に相当する額とし、市外住民等（小人等を除く。）又は市外団体等（小人等団体等を除く。）に係る使用料にあつては基本使用料の2倍に相当する額とする。
- 4 小人等（小人等団体等における構成員である小人等を含む。）に係る猪名川運動場の施設の使用料に関する規定については、障がい者である小人にあつては障がい者と小人とのいずれか一方のみを、障がい者である満70歳以上の者にあつては障がい者と満70歳以上の者とのいずれか一方のみをその要件として各人に対し適用するものとし、双方の要件を重複して適用しないものとする。
- 5 付属設備及び備品の使用料は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の池田市都市公園運動施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日

前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成30年12月21日

池田市長 倉 田 薫

池田市条例第45号

人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例

(池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年池田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の230」に改める。

第2条 池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の210」を「100分の220」に、「100分の230」を「100分の220」に改める。

(池田市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 池田市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年池田市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「100分の225」を「100分の230」に改める。

第4条 池田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「100分の210」を「100分の220」に、「100分の230」を「100分の220」に改める。

(池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 池田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年池田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項の表1の項中「373,000円」を「374,000円」に改め、同表2の項中「421,000円」を「422,000円」に改め、同表3の項中「471,000円」を「472,000円」に改め、同表4の項中「532,000円」を「533,000円」に改める。

第33条第4項中「100分の225」を「100分の230」に改める。

第34条第2項第1号中「100分の90」を「100分の95」に、「100分の110」を「100分の115」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

附則別表第7、別表第1及び別表第2を次のように改める。

附則別表第7(附則第16項関係)

職員の区分	職務の級		3級の2							
	号給	給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額
		円								
	1	239,000	31	298,500	62	355,000	93	375,900		
	2	241,000	32	300,500	63	356,200	94	376,500		
	3	243,000	33	302,400	64	357,200	95	377,000		
	4	245,000	34	304,500	65	358,100	96	377,300		
	5	246,900	35	306,500	66	359,200	97	377,700		
	6	248,800	36	308,600	67	360,100	98	378,200		
	7	250,900	37	310,300	68	361,200	99	378,600		
	8	252,900	38	312,400	69	362,100	100	379,000		
	9	254,800	39	314,400	70	362,800	101	379,400		
	10	256,900	40	316,400	71	363,500	102	379,900		
	11	258,900	41	318,100	72	364,200	103	380,300		
	12	260,900	42	320,100	73	364,600	104	380,700		
	13	263,000	43	322,200	74	365,200	105	381,000		
	14	264,900	44	324,300	75	365,900	106	381,400		
	15	266,700	45	325,500	76	366,600	107	381,800		
	16	268,800	46	327,500	77	366,900	108	382,200		
	17	270,500	47	329,400	78	367,600	109	382,600		
	18	272,400	48	331,500	79	368,300	110	383,000		
	19	274,300	49	333,400	80	369,000	111	383,500		
	20	276,400	50	335,300	81	369,300	112	383,900		
	21	278,400	51	337,300	82	369,900	113	384,300		
	22	280,400	52	339,200	83	370,600	114	384,700		
	23	282,500	53	341,100	84	371,200	115	385,200		
	24	284,500	54	343,000	85	371,500	116	385,600		
	25	286,500	55	344,800	86	372,100	117	386,000		
	26	288,600	56	346,700	87	372,800	118	386,400		
	27	290,600	57	348,200	88	373,400	119	386,900		
	28	292,600	58	349,600	89	373,800	120	387,300		
	29	294,400	59	351,100	90	374,300	121	387,700		
	30	296,400	60	352,600	91	374,900	再任用職員			
			再任用職員	61	354,200	92	375,400		274,600	

別表第1 (第8条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	148,600	180,100	208,300	271,200	319,200	362,900	408,100
	2	149,700	181,900	210,200	273,400	321,400	365,500	410,500
	3	150,800	183,700	212,100	275,600	323,700	367,900	413,000
	4	151,900	185,500	214,000	277,800	325,900	370,500	415,400
	5	153,000	187,100	215,800	279,900	328,100	372,400	417,300
	6	154,400	188,900	217,700	282,100	330,100	374,900	419,600
	7	155,700	190,700	219,600	284,400	332,300	377,200	421,700
	8	157,000	192,400	221,500	286,600	334,500	379,700	423,900
	9	158,300	194,000	223,200	288,900	336,400	382,100	425,900
	10	159,800	195,800	225,100	291,100	338,600	384,800	428,000
	11	161,300	197,600	226,700	293,400	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	199,400	228,300	295,500	342,800	390,100	432,200
	13	164,200	200,900	230,000	297,400	344,600	392,500	433,900
	14	165,700	202,700	231,600	299,700	346,600	394,800	435,700
	15	167,200	204,500	233,100	302,000	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	206,300	234,700	304,200	350,600	399,400	439,700
	17	170,100	207,900	236,100	306,100	352,300	401,200	441,600
	18	172,800	209,700	237,800	308,400	354,300	403,200	443,400
	19	175,400	211,500	239,300	310,600	356,100	405,100	445,200
	20	178,000	213,300	240,900	312,900	358,000	406,900	446,900
	21	180,700	214,700	242,100	315,000	359,900	408,800	448,700
	22	182,400	216,500	243,600	317,100	361,800	410,600	450,200
	23	184,000	218,200	245,200	319,300	363,800	412,400	451,600
	24	185,700	220,000	246,600	321,400	365,700	414,300	453,100
	25	187,200	221,700	248,100	323,300	367,700	416,100	454,500
	26	188,900	223,400	249,600	325,300	369,600	417,600	455,800
	27	190,700	225,000	250,900	327,300	371,600	419,100	457,100
	28	192,400	226,600	252,300	329,300	373,600	420,700	458,300
	29	194,000	228,000	253,800	331,000	375,100	422,300	459,300
	30	195,400	229,700	255,400	333,100	376,900	423,600	460,000
	31	196,900	231,300	257,100	335,100	378,700	424,900	460,800
	32	198,400	232,900	258,900	337,200	380,300	426,100	461,500
	33	199,700	234,000	260,500	338,600	382,100	427,300	462,200
	34	201,000	235,500	262,300	340,500	383,500	428,600	463,000
	35	202,200	236,900	264,000	342,400	385,000	429,900	463,700
	36	203,500	238,200	265,700	344,300	386,600	431,100	464,300
	37	204,800	239,500	267,600	345,900	388,000	432,300	464,800
	38	206,100	240,700	269,500	347,800	389,200	433,100	465,400
	39	207,400	241,700	271,300	349,700	390,400	433,900	466,000
	40	208,700	242,900	273,100	351,500	391,500	434,700	466,600
	41	209,800	244,200	274,800	353,400	392,600	435,300	467,100
	42	211,100	245,300	276,700	355,200	393,800	436,000	467,600
	43	212,400	246,500	278,600	357,000	395,000	436,700	468,000
	44	213,700	247,800	280,300	358,700	396,100	437,400	468,300
	45	214,800	248,700	281,800	360,100	396,800	438,200	468,600
	46	215,900	250,100	283,700	361,400	397,500	439,000	
	47	216,900	251,500	285,500	362,800	398,200	439,400	
	48	218,000	252,900	287,400	364,200	398,900	440,100	
	49	219,100	254,300	289,000	365,500	399,500	440,600	

再任 用職 員以 外の 職員	50	220,100	255,700	290,700	366,400	400,100	441,000
	51	221,000	257,100	292,500	367,500	400,600	441,400
	52	222,000	258,400	294,300	368,600	401,000	441,800
	53	222,400	259,600	295,800	369,400	401,400	442,200
	54	223,300	260,900	297,500	370,300	401,700	442,600
	55	224,100	262,300	299,000	371,200	402,000	443,000
	56	224,900	263,600	300,600	372,100	402,300	443,300
	57	225,600	264,700	302,200	373,000	402,600	443,600
	58	226,600	265,800	303,900	373,800	402,900	444,000
	59	227,400	267,100	305,500	374,600	403,200	444,300
	60	228,300	268,400	307,200	375,400	403,500	444,600
	61	229,000	269,400	308,100	376,100	403,800	444,900
	62	229,800	270,500	309,600	376,800	404,100	445,200
	63	230,700	271,800	311,100	377,500	404,400	445,500
	64	231,700	273,100	312,700	378,200	404,700	445,800
	65	232,400	274,000	314,300	378,700	405,000	446,100
	66	233,100	275,000	315,900	379,300	405,300	
	67	233,700	275,900	317,500	379,900	405,600	
	68	234,500	277,000	319,000	380,600	405,900	
	69	235,300	278,100	320,500	381,000	406,100	
	70	236,000	279,100	321,700	381,700	406,400	
	71	236,700	280,000	322,900	382,300	406,700	
	72	237,300	281,000	324,100	382,900	407,000	
	73	238,000	281,500	324,800	383,300	407,200	
	74	238,800	282,400	325,700	383,900	407,500	
	75	239,600	283,100	326,500	384,500	407,800	
	76	240,300	284,000	327,300	385,100	408,000	
	77	240,800	285,000	328,200	385,500	408,200	
	78	241,500	285,800	328,600	386,000	408,500	
	79	242,200	286,600	329,300	386,500	408,800	
	80	242,900	287,400	330,100	387,100	409,000	
	81	243,500	288,200	330,900	387,400	409,200	
	82	244,200	288,700	331,600	387,800	409,500	
	83	244,900	289,100	332,300	388,200	409,800	
	84	245,600	289,600	333,000	388,600	410,000	
	85	246,100	289,800	333,500	388,900	410,200	
	86	246,600	290,100	334,100	389,200		
	87	246,900	290,300	334,600	389,500		
	88	247,300	290,700	335,200	389,800		
	89	247,600	290,900	335,500	390,000		
	90			336,000	390,300		
	91			336,400	390,600		
	92			336,900	390,800		
	93			337,300	391,000		
	94			337,800	391,300		
	95			338,300	391,600		
	96			338,800	391,800		
	97			339,100	392,000		
	98			339,500	392,300		
	99			340,000	392,600		
100			340,400	392,800			
101			340,700	393,000			
102			341,100				
103			341,600				
104			342,000				

	105			342,200				
	106			342,600				
	107			343,100				
	108			343,500				
	109			343,700				
	110			344,100				
	111			344,500				
	112			344,800				
	113			345,100				
	114			345,500				
	115			345,900				
	116			346,300				
	117			346,800				
	118			347,200				
	119			347,600				
	120			348,000				
	121			348,500				
	122			348,900				
	123			349,200				
	124			349,500				
	125			350,000				
再任用職員		187,700	215,200	244,900	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第8条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	176,100	185,900	218,500	242,400	301,700	347,600	381,900	422,800
	2	177,900	187,900	220,400	244,500	303,900	349,800	384,100	424,600
	3	179,700	189,900	222,200	246,600	306,100	352,100	386,000	426,500
	4	181,500	191,900	224,100	248,700	308,300	354,300	388,100	428,400
	5	183,500	193,900	226,100	250,800	310,600	356,300	389,800	429,800
	6	185,200	195,900	228,000	252,900	312,700	358,400	391,800	431,500
	7	187,000	197,900	229,900	255,000	314,900	360,600	393,600	433,100
	8	188,800	199,900	231,900	257,100	317,000	362,800	395,400	434,600
	9	190,700	201,900	233,900	259,200	319,300	364,500	397,100	436,200
	10	193,000	203,900	235,800	261,300	321,500	366,700	399,100	437,900
	11	195,300	205,900	237,700	263,400	323,800	368,700	401,100	439,500
	12	197,600	207,900	239,600	265,500	325,900	370,900	403,200	441,100
	13	199,800	209,900	241,600	267,600	328,100	372,700	404,900	442,200
	14	202,400	211,900	243,500	269,700	330,300	374,800	407,000	443,800
	15	204,900	213,900	245,500	271,800	332,600	376,800	409,000	445,600
	16	207,400	215,900	247,500	273,900	334,800	378,900	411,100	447,400
	17	209,700	217,900	249,600	276,000	336,500	380,500	412,800	449,000
	18	211,500	219,700	251,400	278,100	338,800	382,500	414,500	450,800
	19	213,300	221,700	253,200	280,200	341,000	384,400	416,200	452,600
	20	215,100	223,600	255,000	282,300	343,300	386,400	417,800	454,300
	21	217,000	225,700	256,700	284,400	345,300	388,100	419,500	455,900
	22	218,700	227,500	258,500	286,500	347,400	390,200	421,100	457,600
	23	220,600	229,300	260,100	288,600	349,600	392,300	422,500	459,200

再任 用職 員以 外の 職員	24	222,400	231,100	261,800	290,600	351,700	394,300	424,000	461,000
	25	224,100	232,900	263,100	292,900	353,700	396,000	425,300	462,500
	26	225,900	234,800	264,700	294,900	355,700	398,000	426,700	463,900
	27	227,700	236,700	266,000	297,000	357,700	400,100	428,200	465,400
	28	229,500	238,600	267,300	299,300	359,800	402,200	429,800	466,700
	29	231,100	240,100	268,700	301,000	361,500	403,700	431,100	467,900
	30	232,800	241,900	270,100	303,200	363,500	405,500	432,800	468,600
	31	234,500	243,700	271,200	305,300	365,300	407,200	434,500	469,300
	32	236,200	245,500	272,500	307,500	367,400	408,900	436,100	470,000
	33	237,400	247,100	273,300	309,400	369,100	410,600	437,500	470,500
	34	239,200	248,500	274,700	311,600	371,100	412,100	439,200	471,300
	35	241,000	249,700	276,100	313,900	373,100	413,700	440,900	472,000
	36	242,800	251,000	277,500	316,000	375,100	415,200	442,500	472,600
	37	244,200	252,300	278,800	318,100	376,900	416,500	443,900	472,900
	38	245,700	253,500	280,200	320,400	379,000	418,000	444,600	473,500
	39	247,000	254,800	281,500	322,600	381,100	419,500	445,300	474,000
	40	248,400	256,000	283,000	324,800	383,100	421,000	446,000	474,500
	41	249,700	257,100	284,200	326,500	385,000	422,500	446,400	475,000
	42	251,000	258,200	286,000	328,800	387,100	423,800	447,000	475,400
	43	252,200	259,500	288,000	330,900	389,200	425,100	447,700	475,800
	44	253,400	260,600	290,000	333,200	391,100	426,300	448,300	476,200
	45	254,500	261,100	291,900	335,100	392,800	427,300	449,100	476,500
	46	255,700	262,300	293,900	337,100	394,300	428,000	449,800	
	47	256,800	263,400	295,700	339,200	395,600	428,800	450,300	
	48	257,900	264,600	297,600	341,200	397,000	429,600	450,800	
	49	258,600	265,500	299,300	343,100	398,200	430,100	451,300	
	50	259,700	266,700	301,100	345,200	399,300	430,500	451,600	
	51	260,800	267,700	303,000	347,100	400,300	430,900	451,900	
	52	262,000	268,700	304,800	349,100	401,300	431,200	452,300	
	53	262,900	269,900	306,600	350,900	402,500	431,500	452,700	
	54	264,100	271,200	308,500	353,000	403,700	431,900	452,900	
	55	265,100	272,500	310,400	354,800	404,800	432,200	453,200	
	56	266,200	273,700	312,100	356,900	406,000	432,500	453,400	
	57	267,400	274,800	313,800	358,300	407,300	432,800	453,800	
	58	268,300	276,300	315,600	360,300	408,100	433,100	454,000	
	59	269,700	277,800	317,500	362,200	408,900	433,400	454,200	
	60	270,900	279,300	319,400	364,300	409,600	433,700	454,400	
	61	271,900	281,100	321,100	366,200	410,100	434,000	454,800	
	62	273,500	282,800	323,000	368,300	410,800	434,300	455,000	
	63	274,900	284,500	324,900	370,300	411,500	434,600	455,200	
	64	276,400	286,000	326,700	372,300	412,100	434,900	455,500	
	65	278,000	287,500	328,100	374,300	412,800	435,200	455,800	
	66	279,600	289,300	329,700	376,400	413,200	435,500		
	67	281,200	291,000	331,100	378,500	413,800	435,800		
	68	282,700	292,700	332,800	380,500	414,400	436,100		
	69	284,100	294,100	334,300	382,200	414,800	436,300		
	70	285,500	295,800	336,000	383,900	415,400	436,600		
	71	287,000	297,600	337,600	385,500	415,900	436,900		
	72	288,400	299,400	339,400	387,200	416,400	437,200		
	73	289,900	300,800	340,300	388,600	416,900	437,400		
	74	291,400	302,600	342,000	389,600	417,500	437,700		
	75	293,000	304,400	343,600	390,600	417,900	438,000		
	76	294,600	306,100	345,200	391,600	418,400	438,300		
	77	295,800	307,400	346,800	392,900	418,800	438,500		
	78	297,200	309,100	348,500	394,000	419,100	438,800		

79	298,700	310,500	350,200	395,100	419,400	439,100			
80	300,200	312,200	351,900	396,300	419,700	439,400			
81	301,100	313,600	353,500	397,600	420,000	439,600			
82	302,600	315,000	355,100	398,400	420,300	439,900			
83	303,800	316,300	356,700	399,200	420,600	440,200			
84	305,300	317,800	358,300	399,900	420,900	440,500			
85	306,600	318,500	359,500	400,400	421,100	440,700			
86	308,000	320,100	360,900	401,100	421,400				
87	309,100	321,600	362,200	401,800	421,700				
88	310,500	323,300	363,600	402,500	422,000				
89	311,400	325,100	364,800	402,800	422,200				
90		326,800	366,000	403,500	422,500				
91		328,400	367,300	404,200	422,800				
92		330,000	368,600	404,800	423,000				
93		331,700	369,900	405,200	423,200				
94		333,400	371,100	405,700	423,500				
95		335,000	372,300	406,300	423,800				
96		336,700	373,500	406,800	424,000				
97		338,100	374,700	407,300	424,200				
98				407,700	424,500				
99				408,200	424,800				
100				408,700	425,000				
101				409,200	425,200				
102				409,700					
103				410,300					
104				410,800					
105				411,200					
106				411,800					
107				412,300					
108				412,500					
109				412,800					
110				413,300					
111				413,600					
112				413,900					
113				414,200					
114				414,600					
115				415,000					
116				415,400					
117				415,700					
118				416,100					
119				416,500					
120				416,800					
121				417,200					
122				417,600					
123				418,000					
124				418,300					
125				418,600					
再任用職員		241,500	257,300	265,500	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、消防職員に適用する。

別表第3中「162,700」を「164,200」に、「168,600」を「170,100」に、「179,200」を「180,700」に、「185,800」を「187,200」に、「192,700」を「194,000」に、「199,700」を「200,900」に、「207,200」を「208,300」に、「214,700」を「215,800」に、「222,100」を「223,200」に、「228,900」を「230,000」に、「235,100」を「236,1

00」に改める。

第6条 池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「100分の122.5」及び「100分の137.5」を「100分の130」に、「100分の102.5」及び「100分の117.5」を「100分の110」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の65」を「100分の72.5」に改め、「、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とを削り、「100分の102.5」を「100分の110」に、「100分の55」を「100分の62.5」に改め、「、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とを削り、同条第4項中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の210」を「100分の220」に改め、「、「100分の137.5」とあるのは「100分の230」とを削る。

第34条第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に、「100分の115」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定（第33条第4項及び第34条第2項の改正規定を除く。）による改正後の池田市一般職の職員の給与に関する条例の規定は平成30年4月1日からの給与について、第1条の規定による改正後の池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正議員報酬条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の池田市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正特別職給与条例」という。）の規定及び第5条の規定（第33条第4項及び第34条第2項の改正規定に限る。）による改正後の池田市一般職の職員の給与に関する条例の規定は平成30年12月1日からの給与について適用する。
(給与の内払)
- 3 改正議員報酬条例の規定、改正特別職給与条例の規定及び第5条の規定による改正後の池田市一般職の職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の池田市特別職の職員の給与に関する条例の規定及び第5条の規定による改正前の池田市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正議員報酬条例の規定、改正特別職給与条例の規定及び第5条の規定による改正後の池田市一般職の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。
(市長への委任)
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

規 則

池田市市民文化会館指定管理者選定・評価委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月3日

池田市長 倉 田 薫

池田市規則第40号

池田市市民文化会館指定管理者選定・評価委員会規則の一部を改正する規則

池田市市民文化会館指定管理者選定・評価委員会規則（平成25年池田市規則第36号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

池田市市民文化会館・カルチャープラザ指定管理者選定・評価委員会規則

第1条中「池田市市民文化会館指定管理者選定・評価委員会」を「池田市市民文化会館・カルチャープラザ指定管理者選定・評価委員会」に改める。

第2条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 池田市立カルチャープラザの指定管理者の選定に関すること。

第2条に次の1号を加える。

(4) 池田市立カルチャープラザの指定管理者の評価に関すること。

附則第2項の見出しを「（会議の招集の特例）」に改め、同項中「この規則の施行後最初に開催される委員会の会議及び委員の任期満了に伴い新たに委嘱され、又は任命された委員により組織された委員会の最初に開催される」を「未選出、辞任等の事由により会長が未定の場合における委員会の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(池田市カルチャープラザ指定管理者選定・評価委員会規則の廃止)

2 池田市カルチャープラザ指定管理者選定・評価委員会規則(平成25年池田市規則第35号)は、廃止する。

池田市印鑑条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月16日

池田市長 倉田 薫

池田市規則第41号

池田市印鑑条例施行規則等の一部を改正する規則

(池田市印鑑条例施行規則の一部改正)

第1条 池田市印鑑条例施行規則(昭和51年池田市規則第31号)の一部を次のように改正する。

様式第10条を次のように改める。

(様式 略)

(池田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 池田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則(昭和63年池田市規則第32号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「条例の」を「規則の」に改める。

附 則

この規則は、平成31年1月4日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

池田市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月11日

池田市長 倉田 薫

池田市規則第42号

池田市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則

池田市留守家庭児童会条例施行規則(平成16年池田市規則第48号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「各月減免額」を「各月減免割合」に、「保育料から」を「保育料に乗じて得た額を当該保育料から」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、市長が当該申請書に添えて提出する書類により明らかにすべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第9条関係)

項	事由	各月減免割合
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯に属する児童	10割
2	入会申請又は延長利用申請により利用を開始する月が4月又は5月である場合は前年度、6月から翌年3月までの間の月である場合は当該年度の市民税について、世帯の全員が非課税である世帯に属する児童(1の項に規定する事由に該当する場合を除く。)	10割
3	入会申請又は延長利用申請により利用を開始する月が4月又は5月である場合は前年度、6月から翌年3月までの間の月である場合は当該年度の市民税について、世帯の全員の所得割額が0円である世帯に属する児童(1の項又は2の項に規定する事由に該当する場合を除く。)	5割
4	同一世帯で2人以上の児童が入会する場合、2人目以降の児童	5割
5	災害等により保育料の納付が困難となった世帯に属する児童	市長が別に定める割合

様式第15号中「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に、

「なお、確認のため担当職員が課税内容の閲覧をすることを承諾します。」

申請者 (保護者)	住所	
	氏名	印
	電話	

ひとり親の場合記入	1 離婚	2 死別	3 未婚	4 その他()
-----------	------	------	------	----------

記

ふりがな		年度	年度	保育料	月額	円
児童氏名						
児童会名称	留守家庭児童会			学年	年	
申請理由				添付書類		
1 生活保護世帯 2 市民税非課税世帯 3 市民税均等割額のみの世帯 4 同一世帯からの2人目以降の児童 5 その他 ()				1 生活保護受給証明書 2 市民税非課税証明書 3 市民税課税証明書 4 その他 ()		

」を

申請者 (保護者)	住所	
	氏名	印
	電話	
ひとり親の場合記入	1 離婚 2 死別 3 未婚 4 その他 ()	

ふりがな		年度	年度
児童氏名			
児童会名称	留守家庭児童会		学年
申請理由		添付書類	
1 生活保護世帯		生活保護受給証明書	
2 世帯全員の市民税が非課税である世帯		市民税非課税証明書 (※)	
3 世帯全員の市民税の所得割が0円である世帯		市民税課税証明書 (※)	
4 同一世帯からの2人目以降の児童の入会			
5 災害等により保育料の納付が困難となった世帯		り災証明書等	

」に、

- 「 2 この申請書に添付する課税証明書は、4月又は5月分については前年度分を、6月から翌年3月分については当該年度分を提出してください。
3 「その他」の欄は、余白に申請理由と添付書類名をご記入ください。

」を

- 「 2 (※)の書類は、入会申請又は延長利用申請により利用を開始する月が4月又は5月である場合は前年度のを、6月から翌年3月までの間の月である場合は当該年度のを提出してください。ただし、前年度のものにあつては前年の1月1日に、当該年度のものにあつては当該年の1月1日に池田市に住所があつた同一世帯者(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)においては、下記の「市民税の情報等の確認に当たっての同意欄」への各自署名及び捺印により、提出を省略することができます。

市民税の情報等の確認に当たっての同意欄

市が保育料の減免決定に関し必要な市民税の情報及び世帯情報を閲覧することに同意します。			
同一世帯者氏名	印	同一世帯者氏名	印
同一世帯者氏名	印	同一世帯者氏名	印

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この規則の施行の日前においても、この規則の施行のために必要な準備行為をすることができる。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の池田市留守家庭児童会条例施行規則に規定する様式により提出されている書類は、この規則による改正後の池田市留守家庭児童会条例施行規則に規定する様式により提出されたものとみなす。

池田市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月11日

池田市長 倉 田 薫

池田市規則第43号

池田市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

池田市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成23年池田市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第5条の2中「及び法」を「及び」に改める。

様式第1号中

「

代表者の住所	(郵便番号 ー) 都 道 府 県		郡 市 区	
	電話番号		FAX 番号	
役員の職・氏名・ 生年月日・住所	1	職 名	フリガナ	
		生年月日	昭和 年 月 日生	氏名
		住 所	(郵便番号 ー) 郡 市 区 都道府県	
		電話番号	FAX 番号	
	2	職 名	フリガナ	
		生年月日	昭和 年 月 日生	氏名
		住 所	(郵便番号 ー) 郡 市 区 都道府県	
		電話番号	FAX 番号	
	3	職 名	フリガナ	
		生年月日	昭和 年 月 日生	氏名
		住 所	(郵便番号 ー) 郡 市 区 都道府県	
		電話番号	FAX 番号	
	4	職 名	フリガナ	
		生年月日	昭和 年 月 日生	氏名
		住 所	(郵便番号 ー) 郡 市 区 都道府県	
		電話番号	FAX 番号	
5	職 名	フリガナ		
	生年月日	昭和 年 月 日生	氏名	
	住 所	(郵便番号 ー) 郡 市 区 都道府県		
	電話番号	FAX 番号		

」を

「

代表者の住所	(郵便番号 ー) 都 道 府 県		郡 市 区	
代表者の連絡先	電話番号	FAX 番号		

」に、

- 3 「役員の職・氏名・生年月日・住所」の欄に記載する当該法人の役員は、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他かなる名称を有する者であるかを問はず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。なお、法人の役員が5人以上の場合には併録記載すること。
- 4 「実施事業」の欄は、今回申請するもの及び既に指定又は開設許可を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入すること。なお、複数のサービスを同時に申請する場合は、この申請書により申請するものについて該当する欄に「◎」を、別の申請書により申請するもの及び既に指定又は開設許可を受けているものについて該当する欄に「○」を記入すること。
- 5 「指定申請をする事業」の欄は、該当する欄ご事業の開始年月日を記載すること。
- 6 「既に指定等を受けている事業又は施設」の欄は、介護保険法による指定事業者又は介護保険施設として指定又は開設許可された年月日（介護保険法第71条又は第72条の規定に基づき指定があったものとみなされたときは、保険医療機関等の指定を受けた年月日、介護保険法施行法第4条、第5条、第7条及び第8条の規定に基づき指定又は開設許可があったものとみなされたものについては、「12. 4. 1」）を記載すること。
- 7 保険医療機関、保険薬局又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合は、そのコードを「医療機関コード等」の欄に記載すること。
- 」を
- 3 「実施事業」の欄は、今回申請するもの及び既に指定又は開設許可を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入すること。なお、複数のサービスを同時に申請する場合は、この申請書により申請するものについて該当する欄に「◎」を、別の申請書により申請するもの及び既に指定又は開設許可を受けているものについて該当する欄に「○」を記入すること。
- 4 「指定申請をする事業」の欄は、該当する欄ご事業の開始年月日を記載すること。
- 5 「既に指定等を受けている事業又は施設」の欄は、介護保険法による指定事業者又は介護保険施設として指定又は開設許可された年月日（介護保険法第71条又は第72条の規定に基づき指定があったものとみなされたときは、保険医療機関等の指定を受けた年月日、介護保険法施行法第4条、第5条、第7条及び第8条の規定に基づき指定又は開設許可があったものとみなされたものについては、「12. 4. 1」）を記載すること。
- 6 保険医療機関、保険薬局又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合は、そのコードを「医療機関コード等」の欄に記載すること。
- 」に改める。

様式第2号中

代表者の住所 ※変更の有無にかかわらず記入	代表者の住所等の変更の有無		変更有り□・変更無し□	
	フリガナ (郵便番号 -)			
	電話番号		FAX番号	
役員の職・氏名・生年月日・住所	役員の職・氏名・生年月日・住所の変更の有無 ※変更の有無にかかわらず役員名簿(参考様式10)に記載して添付		変更有り□・変更無し□	

」を

代表者の住所 ※変更の有無にかかわらず記入	代表者の住所等の変更の有無		変更有り□・変更無し□	
	フリガナ (郵便番号 -)			
	電話番号		FAX番号	

」に、

事業所の連絡先 ※変更有りの場合は変更後の連絡先を記入	申請者の連絡先の変更の有無		変更有り□・変更無し□	
	変更後の電話番号： 変更後のFAX番号：			

」を

事業所の連絡先 ※変更有りの場合は変更後の連絡先を記入	申請者の連絡先の変更の有無		変更有り□・変更無し□	
	変更後の電話番号： 変更後のFAX番号：			
事業の種類				

」に改める。

様式第4号中

定款・寄付行為等及びその登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)	登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)
---	-----------------------------

」を

事業実施形態 (特別養護老人ホームの空床利用・特別養護老人ホーム等への併設・その他の場合の別)	事業実施形態(特別養護老人ホームの空床利用・特別養護老人ホーム等への併設・その他の場合の別)
--	--

」を

福祉用具の保管・消毒方法(委託している場合にあっては、委託先の状況)	福祉用具の保管・消毒方法(委託している場合にあっては、委託の状況)
------------------------------------	-----------------------------------

」を

19	介護給付費算定に係る体制等の状況
20	役員の氏名、生年月日及び住所
21	介護支援専門員の氏名及びその登録番号

19	介護支援専門員の氏名及びその登録番号
----	--------------------

」を

」に、

変更理由

備考 該当項目に○印を付してください。

」を

変更理由

備考 該当項目に○印を付してください。

」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の池田市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式により提出されている書類は、この規則による改正後の池田市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（以下「新規則」という。）に規定する様式により提出された書類とみなす。
- この規則の施行の際現にある旧規則の様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新規則に規定する様式による書類として使用することができる。

池田市立石橋会館条例施行規則をここに公布する。

平成30年12月12日

池田市長 倉 田 薫

池田市規則第44号

池田市立石橋会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、池田市立石橋会館条例（平成30年池田市条例第39号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第5条の規定による池田市立石橋会館（以下「石橋会館」という。）の指定管理者の指定の申請は、池田市立石橋会館指定管理者指定申請書（様式第1号）により行わなければならない。

2 前項の規定による指定の申請は、市長が別に定める期間内に行わなければならない。

(指定管理者の選定)

第3条 条例第6条に規定する指定管理者の候補者は、次に掲げる要件を満たすものについて選定するものとする。

- 市民の平等な利用が確保されること。
- 条例第5条の事業計画書に記載されている管理内容が、石橋会館の設置目的に照らし効果的かつ効率的なものであること。
- 前号に規定する管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の通知)

第4条 条例第6条の規定による指定の通知は、池田市立石橋会館指定管理者指定書（様式第2号）により行うものとする。

2 指定管理者の不指定の通知は、池田市立石橋会館指定管理者不指定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(指定管理者の指定等の告示)

第5条 市長は、指定管理者を指定したとき又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定に基づきその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(開館時間及び休館日)

第6条 条例第8条の規則で定める石橋会館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 条例第8条の規則で定める石橋会館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 火曜日

(2) 12月28日から翌年1月4日まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、臨時に開館時間及び休館日を変更することができる。

(使用の許可の申請)

第7条 条例第9条第1項の規定により石橋会館の施設(条例別表の施設名欄に掲げる施設をいう。以下「施設」という。)を使用しようとする者は、池田市立石橋会館使用許可申請書兼同意書(様式第4号。以下単に「申請書兼同意書」という。)をあらかじめ指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、施設を使用しようとする日の属する月の2月前の日の属する月の初日から当該使用しようとする日まで受け付けるものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第8条 指定管理者は、前条に規定する申請があったときは、これを精査し、当該使用の許可をしたときは、池田市立石橋会館使用許可書(様式第5号。以下単に「使用許可書」という。)を当該申請をした者に交付する。

2 使用者(前項の規定により施設の使用の許可を受け、又はその使用をする者をいう。以下同じ。)は、その使用中同項の規定により交付された使用許可書を携帯し、当該指定管理者から要求されたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(使用の許可の順位)

第9条 施設の使用の許可の順位は、申請書兼同意書が提出された順序による。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の取消し)

第10条 使用者は、施設の使用を取り消そうとするとき(第12条第1項各号に規定する場合を除く。)は、直ちに池田市立石橋会館使用取消届(様式第6号)に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(使用料の免除)

第11条 条例第11条第2項の規定により使用料を免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 市又は教育委員会が主催し、又は共催する事業の実施のため使用するとき。

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定により市内に設置された幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により市内に設置された児童福祉施設の幼児、児童、生徒及び学生並びにこれらの引率者が教育の目的のために使用するとき。

(3) 市内に存する地域コミュニティ推進協議会、自治会、町内会、老人会、婦人会、こども会等が使用するとき。

(4) 特定非営利活動法人、池田市公益活動登録団体等その他の市民活動を行う団体のうち、市長が認めるものが使用するとき。

(5) 官公庁が使用するとき。

2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、池田市立石橋会館使用料免除申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第12条 条例第12条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することのできない事由により、使用できなくなったとき。

(2) 公益又は管理の都合上使用を禁止したとき。

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、池田市立石橋会館使用料還付申請書兼請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(入館の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、石橋会館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらに該当する物品若しくは動物の類を携行する者

(2) 指定管理者の許可なく営業行為をし、又は貼紙若しくは広告を行う者

(3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある者

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると市長が認める者

(入館者の義務)

第14条 入館者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(2) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) 所定の場所以外に出入りしないこと。

(4) 指定管理者の許可なく石橋会館内に貼紙をし、又はピンや釘の類を打たないこと。

(5) 指定管理者の許可なく石橋会館内及び構内(石橋会館の敷地として使用している区域をいう。)において、物品を販売し、又は金品の寄附、募集等の行為を行わないこと。

(6) 使用の許可を受けていない施設、器具及び備品を使用しないこと。

(7) 石橋会館の運営に支障をきたすような行為をしないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上必要な指定管理者の指示に従うこと。

(指定管理者の立入り)

第15条 使用者は、使用中の場所に指定管理者が職務遂行のため立ち入るときは、これを拒むことはできない。

(特別設備の設置等)

第16条 使用者は、条例第15条の規定による許可を受けようとするときは、池田市立石橋会館特別設備設置等許可申請書(様式第9号)を提出し、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により特別設備の設置等を許可したときは、池田市立石橋会館特別設備設置等許可書(様式第10号)を当該提出をした者に交付する。

(使用後の届出及び点検)

第17条 使用者は、施設の使用が終了したときは、直ちに届け出て、指定管理者の点検を受けなければならない。

(き損滅失届)

第18条 入館者は、建物及び附属設備若しくは備品をき損し、又は滅失したときは、直ちに、池田市立石橋会館建物及び附属設備等き損(滅失)届(様式第11号)により届け出なければならない。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(池田市行政組織及び事務分掌規則の一部改正)

2 池田市行政組織及び事務分掌規則(昭和58年池田市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第4号エ中「共同利用施設」の次に「及び池田市立石橋会館」を加える。

(様式 略)

池田市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

池田市長 倉 田 薫

池田市規則第45号

池田市公印規則の一部を改正する規則

池田市公印規則(昭和37年池田市規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表の2専用公印の表税務専用池田市長之印の項中「納税証明等」の次に「、市税の還付及び充当に関する通知書、」を、「回答文書」の次に「並びに市町村への通知」を加える。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

池田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

池田市長 倉 田 薫

池田市規則第46号

池田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

池田市介護保険条例施行規則(平成12年池田市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(保険料の額の通知等)」に改め、同条中「保険料の」を「保険料の額の」に、「介護保険料納付書兼領収証書(様式第1号)又は介護保険料更正決定通知書(様式第2号)」を「保険料の額の決定については納入通知書(介護保険料額決定通知書)(様式第1号)又は納入通知書(介護保険料額決定通知書)兼特別徴収決定通知書(様式第1号の2)により、保険料の額の変更については納入通知書(介護保険料額更正通知書)(様式第1号の3)、納入通知書(介護保険料額更正通知書)兼特別徴収中止通知書(様式第1号の4)又は納入通知書(介護保険料額更正通知書)兼特別徴収更正通知書(様式第1号の5)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保険料の納付は、(納付書)納入済通知書(様式第2号)により行うものとする。

第3条中「介護保険料督促状兼領収証書」を「督促状」に改める。

様式第1号を次のように改める。

(様式 略)

様式第1号の次に次の4様式を加える。

(様式 略)

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

(様式 略)

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

池 田 病 院

市立池田病院事業の使用料及び手数料規程の一部を改正する規程をここに公表する。

平成30年12月18日

池田市病院事業管理者 石 田 勝 重

池田市病院管理規程第11号

市立池田病院事業の使用料及び手数料規程の一部を改正する規程

市立池田病院事業の使用料及び手数料規程（平成18年池田市病院管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

糖尿病食指導料	1回	300
---------	----	-----

「

糖尿病食指導料	1回	300
病衣	1着	230

」を

」に改める。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

市立池田病院事業処務規程の一部を改正する規程をここに公表する。

平成30年12月27日

池田市病院事業管理者 石 田 勝 重

池田市病院管理規程第12号

市立池田病院事業処務規程の一部を改正する規程

市立池田病院事業処務規程（平成9年池田市病院管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号中セをソとし、カからスまでをキからセまでとし、オの次に次のように加える。

カ 入札予定価格の決定に関すること。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

平成30年12月28日

池田市病院事業管理者 石 田 勝 重

池田市病院管理規程第13号

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院企業職員の給与に関する規程（昭和42年池田市病院管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第11に次のように加える。

社会保険労務士	1,380円	—
---------	--------	---

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

教 育 委 員 会

池田市立学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月31日

池田市教育委員会規則第8号

池田市立学校管理運営規則の一部を改正する規則

池田市立学校管理運営規則（昭和33年池田市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号「幼稚園、小学校及び義務教育学校の前期課程の休業日」を「幼稚園の休業日」に改め、同項第3号「中学校及び義務教育学校の後期課程の休業日」を「小学校、中学校及び義務教育学校の休業日」と改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

池田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月31日

池田市教育長 田 渕 和 明

池田市教育委員会規則第9号

池田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

（池田市立図書館条例施行規則の一部改正）

第1条 池田市立図書館条例施行規則（昭和55年池田市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条」を「第11条」に改める。

第3条第1項から第4項までの規定中「は」を「は、」に改める。

第4条第1項中「（図書コーナー（池田市立図書館が所管し、図書の貸出等を行う場所として池田市中央公民館に併設した図書コーナーをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）」を削り、「午前10時から午後6時まで」を「次のとおり」に、「ときは」を「ときは、」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（以下「国民の祝日」という。）を除く。） 午前10時から午後8時まで

(2) 日曜日及び国民の祝日 午前10時から午後6時まで

第4条第2項中「ときは」を「ときは、」に改め、同項第1号中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（以下「国民の祝日」という。）」を「国民の祝日」に改め、同条第3項を削る。

第5条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「第1金曜日」を「第3水曜日」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を削り、同条第3項を削る。

第6条中「（図書コーナーにあっては、図書コーナー内）」を削る。

第7条の見出し中「貸出」を「貸出し」に改め、同条第1項中「発行し」を削り、「もの」を「者」に改め、同条第2項中「在住、在職」を「在住し、在職し、」に、「借出登録」を「利用登録」に改め、同条第3項中「図書館カード申込書」を「利用申込書」に改め、同項第5号中「もの。」を「もの」に改め、同条第7項中「貸与」を「貸与し、」に改め、同条第8項中「失った」を「失った」に、「ただちに」を「直ちに」に改め、同条第9項第1号及び第2号中「損傷」を「損傷し、」に改め、同項第3号中「あつた」を「あつた」に改め、同条第10項中「よつて」を「よつて」に、「責」を「責め」に改め、同条第11項中「よつて」を「よつて」に改める。

第8条の見出し中「貸出」を「貸出し」に改め、同条第1項中「発行し」を削り、「団体」を「池田市内の事業所、機関その他の団体（以下これらを単に「団体」という。）に改め、同条第2項中「池田市内の事業所、機関又は団体で借出登録をした団体」を「団体であつて、団体貸出利用登録をしたもの」に改め、同条第3項中「1回」を削る。

第9条の見出し中「貸出」を「貸出し」に改め、同条第1項中「よつて」を「よつて」に、「は」を「は、」に改め、同条第2項ただし書を削る。

第10条第1項中「貸出」を「貸出し」に改める。

第11条を削る。

第12条の前の見出し中「並びに委託」を「及び寄託」に改め、同条中「並びに保管の委託」を「及び寄託」に改め、同条に次の1項を加える。

2 寄託を受けた資料の貸出しその他の取扱いは、当該寄託者から特別に条件の提示がある場合を除き、寄託を受けた資料以外の資料と同様とするものとする。

第12条を第11条とする。

第13条を削る。

第14条を次のように改める。

（損害賠償）

第14条 条例第7条の規定による損害賠償は、当該損害を生じさせたものによる原状回復又は相当の現品若しくは現金（時価に相当する額の現金をいう。以下同じ。）の納入によるものとする。ただし、資料の毀損に係る損害賠償にあつては、相当の現品又は現金の納入に限るものとする。

第14条を第12条とし、第15条を第13条とする。

第16条第1項中「は」を「は、」に改め、同条を第14条とする。

第17条第2項中「よつて」を「よって」に改め、同条を第15条とする。

第18条中「は」を「は、」に改め、同条を第16条とする。

第19条第1項及び第2項中「は」を「は、」に改め、同条を第17条とする。

第20条を第18条とする。

第21条中「は」を「は、」に改め、同条を第19条とする。

第22条を第20条とする。

様式中「(第15条関係)」を「(第13条関係)」に、「第15条第2項」を「第13条第2項」に、「第15条第1項第1号」を「第13条第1項第1号」に改める。

第2条 池田市立図書館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第1条(池田市立図書館条例施行規則第4条第1項の改正規定(「(図書コーナー(池田市立図書館が所管し、図書の貸出等を行う場所として池田市中央公民館に併設した図書コーナーをいう。以下同じ。))を除く。以下同じ。))を削る部分に限る。)、第4条第3項を削る改正規定、第5条第3項を削る改正規定及び第6条の改正規定に限る。)及び次項(社会教育機関に勤務する職員の勤務の特例に関する規則(昭和49年池田市教育委員会規則第5号)第2条第1項第2号の改正規定(「(池田市立図書館条例施行規則(昭和55年教育委員会規則第11号)第4条第1項に規定する図書コーナー(以下「図書コーナー」という。))を除く。))を削る部分に限る。)、第2条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする改正規定、第3条第2号の改正規定(「(図書コーナーを除く。))」を削る部分に限る。)、第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする改正規定及び第4条の改正規定に限る。)の規定 平成31年3月1日

(3) 第1条(池田市立図書館条例施行規則第1条の改正規定、第4条第1項の改正規定(「午前10時から午後6時まで」を「次のとおり」に改め、同項に各号を加える部分に限る。)、第4条第2項第1号の改正規定及び第5条第1項の改正規定に限る。))及び第2条並びに次項(社会教育機関に勤務する職員の勤務の特例に関する規則第2条第1項第2号の改正規定(「水曜日から翌週の月曜日までの6日間において」を「1週間当たり」に改める部分に限る。))及び第3条第2号の改正規定(「火曜日及び」を削る部分に限る。))に限る。))及び附則第3項の規定 平成31年5月1日
(社会教育機関に勤務する職員の勤務の特例に関する規則の一部改正)

2 社会教育機関に勤務する職員の勤務の特例に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「(池田市立図書館条例施行規則(昭和55年教育委員会規則第11号)第4条第1項に規定する図書コーナー(以下「図書コーナー」という。))を除く。))」を削り、「水曜日から翌週の月曜日までの6日間において」を「1週間当たり」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第3条第2号中「(図書コーナーを除く。))」及び「火曜日及び」を削り、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第4条の表中

「

図書館	図書コーナー以外	毎月第3月曜日。ただし、その日が祝日と重なる場合は、その翌々日
	図書コーナー	毎月第1火曜日

」を

「

図書館	毎月第3月曜日。ただし、その日が祝日と重なる場合は、その翌々日
-----	---------------------------------

」に改める。

3 社会教育機関に勤務する職員の勤務の特例に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条の表中

「

毎月第3月曜日。ただし、その日が祝日と重なる場合は、その翌々日

」を

「

——

」に改める。